

追記訂正のご案内

「CLINICAL REHABILITATION」第28巻2号(2019年2月号)『特集 人工呼吸器治療患者の早期リハビリテーション』『集中治療における早期離床・リハビリテーションの指針』において、以下の箇所に記載が不十分な点がございましたので、ここに追記訂正するとともに深くお詫び申し上げます。

117頁、表1 (新)早期離床・リハビリテーション加算 500点(1日につき)

(訂正前)

[算定対象]

- (1) 特定集中治療室に入室後早期から離床等の必要な取組が行われた場合には、14日を限度として、所定点数(特定集中治療室管理料)に加算する。
- (2) 特定集中治療室での早期離床・リハビリテーションに関する多職種からなるチームを設置し、患者の診療を担う医師、看護師、理学療法士等が、チームと連携して、患者の早期離床・リハビリテーション実施に係る計画を作成し実施した場合に算定する。

[施設基準]

- (1) 特定集中治療室内に、以下から構成される早期離床・リハビリテーションに係るチームを設置すること。
 - 1 集中治療の経験を5年以上有する医師
 - 2 集中治療に関する適切な研修を修了した看護師
 - 3 十分な経験を有する理学療法士
- (2) 特定集中治療室における早期離床・リハビリテーションに関するプロトコルを整備し、定期的に見直すこと。
- (3) 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料に係る届出を行っている保険医療機関であること。



(訂正後)

[算定対象]

- ① 特定集中治療室入室後早期から離床に向けた取組が行われた場合に、14日を限度として所定点数に加算する。
- ② 特定集中治療室に入室した患者に対し、患者に関わる医師、看護師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士等の多職種と早期離床・リハビリテーションに係るチームとによる総合的な離床の取組を行う。
 - 1) チームは、当該患者の状況を把握・評価した上で、当該患者の各種機能の維持、改善又は再獲得に向けた具体的な支援方策について関係学会の指針等に基づき患者が入室する治療室の職員とともに計画を作成する。
 - 2) 当該患者を診療する医師、看護師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士等が、チームと連携し、当該患者がICUに入室後48時間以内に、当該計画に基づく早期離床の取組を開始する。
 - 3) チームは、当該計画に基づき行われた取組を定期的に評価する。

[施設基準]

- ① 特定集中治療室内に、以下から構成される早期離床・リハビリテーションに係るチームを設置すること。
 - 1 集中治療の経験を5年以上有する専任の医師
 - 2 集中治療に関する経験5年以上及び適切な研修を修了した専任の常勤看護師
 - 3 特定集中治療室等を届け出ている病院において5年以上の経験を有する専任の常勤理学療法士又は専任の常勤作業療法士
- ② 特定集中治療室における早期離床・リハビリテーションに関するプロトコルを整備し、定期的に見直すこと。
- ③ 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料に係る届出を行っている保険医療機関であること。